

○市川三郷町有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市川三郷町有料広告掲載の取扱いに関する要綱(令和4年市川三郷町告示第8号。以下「要綱」という。)に基づき、広報いちかわみさと(以下「広報」という。)、市川三郷町ホームページ(以下「ホームページ」という。)、及び封筒、その他広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この基準において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(広告の掲載位置)

第3条 広告媒体への掲載位置は次のとおりとする。

- (1) 広報紙 モノクロで町が指定するページ及び位置とする。
- (2) ホームページ トップページで町が指定する位置とする。
- (3) 封筒 角型2号封筒及び長形3号封筒の裏面で町が指定する位置とする。
- (4) その他広告媒体については、町と広告掲載希望者との間で協議のうえ決定する。

(広報紙への広告規格等)

第4条 広報紙への広告の掲載規格は、1枠につき縦57mm、横53mmを基準とする。

2 広報紙への広告のデザイン及び内容は、調和がとれたものとし、町と広告掲載希望者との間で協議のうえ決定する。

3 広報紙への広告の掲載料は、次のとおりとする。

区分	掲載料	
国、地方公共団体、公社、公益法人	1枠(縦57mm、横53mm)	5,000円
	2枠(縦57mm、横114mm)	10,000円
	3枠(縦57mm、横175mm)	15,000円
私企業又は自営業で町内に事業所等を有するもの	6枠(縦122mm、横175mm)	30,000円
	12枠(縦252mm、横175mm)	60,000円
	裏表紙1枠(縦46mm、横96mm)	20,000円
私企業又は自営業で町外に事業所等を有するもの	1枠(縦57mm、横53mm)	10,000円
	2枠(縦57mm、横114mm)	20,000円
	3枠(縦57mm、横175mm)	30,000円
	6枠(縦122mm、横175mm)	60,000円
	12枠(縦252mm、横175mm)	120,000円
	裏表紙1枠(縦46mm、横96mm)	40,000円

(ホームページへの広告規格等)

第5条 ホームページへ掲載する広告の種類はバナー広告とし、広告の規格は原則として次のとおりとする。

(1) 大きさ

①縦 45 ピクセル、横 150 ピクセル ②縦 90 ピクセル、横 150 ピクセル

(2) データ容量 50KB 程度

(3) 形式 JPEG、png 等

2 バナー広告のデザイン、色彩等は、市川三郷町ホームページのデザインと調和がとれたものとし、町と広告掲載希望者との間で協議のうえ決定する。

3 市川三郷町ホームページへの広告の掲載料は、①バナー月額 5,000 円、②バナー月額 10,000 円とする。

(封筒への広告規格等)

第6条 封筒への広告の掲載規格、掲載料及び募集枠数は次のとおりとする。

区分	角型 2 号封筒		長型 3 号封筒	
	国、地方公共団体、公社、公益法人 私企業又は自営業で町内に事業所等を有するもの	私企業又は自営業で町外に事業所等有をするもの	国、地方公共団体、公社、公益法人 私企業又は自営業で町内に事業所等を有するもの	私企業又は自営業で町外に事業所等を有するもの
募集枠数(1枚)	8 枠	8 枠	4 枠	4 枠
規格枠	縦 6cm×横 10cm	縦 6cm×横 10cm	縦 4cm×横 10cm	縦 4cm×横 10cm
枚数(1口)	10,000 枚	10,000 枚	10,000 枚	10,000 枚
色	単色	単色	単色	単色
掲載料(1 枠)	8,000 円	15,000 円	6,000 円	12,000 円

(掲載料の納付)

第7条 広告媒体への掲載料の納付は、町が作成する納付書又は、口座振替により納付しなければならない。(振替口座は、広告掲載決定通知書に記載)

(広報いちかわみさとへの広告の募集等)

第8条 広報いちかわみさとへの広告募集枠数は、毎月 1 日発行の広報 1 号につき 12 枠以内とし、広告の掲載は一の広告掲載希望者に対し 1 年度につき 1 回かつ 1 枠と

する。ただし、広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、複数枠及び複数回の掲載ができるものとする。

- 2 広報いちかわみさとへの広告掲載希望者は、掲載を希望する広報いちかわみさとの発行日の 60 日前までに、要綱第 8 条に規定する広告掲載申込書を町長に提出しなければならない。

〔要綱第 8 条〕

(市川三郷町ホームページへの広告の募集等)

- 第 9 条 市川三郷町ホームページへの広告募集数は 10 バナー以内とし、広告の掲載は一の広告掲載希望者に対し 1 月につき 1 バナーとする。ただし、広告掲載希望者が募集するバナー数に満たないときは、複数バナー及び複数月の掲載ができるものとする。

- 2 市川三郷町ホームページへの広告掲載希望者は、掲載を希望する日の 10 日前までに要綱第 8 条に規定する広告掲載申込書を町長に提出しなければならない。

〔要綱第 8 条〕

- 3 広告掲載期間内に、町の都合により市川三郷町ホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖時間に応じ次のとおり掲載期間を延長するものとする。

閉鎖した時間	延長する期間
3 時間以上 24 時間以内	1 日
24 時間を超えたとき。	閉鎖した時間を 24 時間で除して得た日数に 1 日を加える

(封筒への広告の募集等)

- 第 10 条 封筒への広告募集枠数は、第 6 条に規定する枠数とし、広告の掲載は一の広告掲載希望者に対し印刷枚数 1 口につき 1 枠とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、複数枠の掲載ができるものとする。

〔第 6 条〕

- 2 封筒への広告掲載希望者は、要綱第 8 条に規定する広告掲載申込書を町長に提出しなければならない。

〔要綱第 8 条〕

(広告の掲載の取下げ)

- 第 11 条 広告主は、自己の都合等により、書面を添えて広告媒体への掲載の取り下げを町長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(その他)

- 第 12 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。